

コンプライアンス(法令遵守)規程

(目的)

第1条 日本コミュニティケア株式会社 コンプライアンス(法令遵守)規程（以下、「規程」という。）は、日本コミュニティケア株式会社（以下、「法人」という。）が経営する介護保険事業等を含む全ての事業について、法令遵守責任者又は副法令遵守責任者（以下、「責任者」という。）を選任し、企業活動における法令規範を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

(基本方針)

第2条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、企業行動指針及び行動基準を基本方針とする。

2 企業行動指針・社会規範の遵守と公正な企業活動の推進。

(1)関係法規や社会規範及び社内規定・ルールを遵守し公正かつ自由な競争の中で事業の発展を図ります。

3 行動基準・コンプライアンス(法令遵守)

(1)事業活動においては、法令や社会規範の遵守を全てに優先させ、経営においては健全なコーポレートガバナンス（企業統治）が機能するよう努めます。

(2)社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力・組織または団体・個人と関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除します。

(3)会社の商品・設備・備品その他の情報をはじめとした有形・無形の資産を自らの利益のために利用しません。

(基本原則)

第3条 職員等が担う事業運営を基本方針に準じ遂行するため基本原則を定める。

(1)私たちは、法人の担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営を行います。

(2)私たちは、法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。

(3)私たちは、自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。

(4)私たちは、ご利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な事業運営を展開します。

(5)私たちは、ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。

(6)私たちは、法人が自己の利益だけを追求する存在でないことを認識します。

(7)私たちは、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。

(8)私たちは、反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。

(9)私たちは、地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。

(10)私たちは、難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造して行きます。

(法令遵守責任者)

第4条 法人は、法令遵守責任者を1名配置するものとする。

2 前号の法令遵守責任者は、法人の代表者をもって充てるものとする。

3 副法令遵守責任者は各施設長・管理者等をもって充てるものとする。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業がコンプライアンス(法令遵守)により遂行されるよう以下の業務を行うものとする。

一 法人及び事業の組織体制に関する提案

二 法令遵守に関する本規則の制定及び改定

2 責任者は、必要に応じて法人内の会議において、法人の事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

(責任者の役割)

第6条 法人の責任者は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 法人の責任者は、自らが責任を担う事業が法令に遵守しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。また、責任者は、必要に応じて監督官庁又は倫理・コンプライアンス委員会(弁護士等)に確認等を求めるものとする。

3 責任者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。この場合、原則として、法人組織図に基づいて行われるものとする。

4 責任者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は第2条に定める基本方針、第3条に定める基本原則に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司または責任者、必要に応じて社内内部通報制度「企業倫理・法令遵守ヘルプコール」等を通じて、倫理・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 第6条第4項に定める研修等は、各責任者が企画し、実施するものとする。

(処分)

第9条 法令違反する行為を行った職員等は、日本コミュニティアケア株式会社就業規則等に基づき、懲戒されるものとする。

付則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。